

議案第1号

阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量の一部改正について

阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量の一部を次のように改正する。

令和6年2月20日 提出

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量の一部改正

阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量（昭和42年10月14日議案第6号議決）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(分賦金) 第1条 省略 (1) 分賦基本水量 <u>第3条第1項第1号に規定する分賦基本水量（ただし、同条第2項により加算する水量は除く。）</u> に第2条第1号に規定する割合を乗じて得た額に100分の110を乗じた額 (2) <u>旧分賦基本水量 第3条第1項第2号に規定する旧分賦基本水量に第2条第2号に規定する割合を乗じて得た額に100分の110を乗じた額</u> (3) <u>加算水量 第3条第2項により算定した水量に第2条第3号に規定する割合を乗じて得た額に100分の110を乗じた額</u> (4) 分賦基本水量を超える水量 <u>第3条第1項第1号に規定する分賦基本水量を超える水量に第2条第4号に規定する割合を乗じて得た額に100分の110を乗じた額</u> (5) 給水量 <u>給水量に第2条第5号に規定する割合を乗じて得た額に100分の110を乗じた額</u>	(分賦金) 第1条 省略 (1) 分賦基本水量 分賦基本水量に第2条第1号に規定する割合を乗じて得た額に100分の110を乗じた額 (2) 分賦基本水量を超える水量 分賦基本水量を超える水量に第2条第2号に規定する割合を乗じて得た額に100分の110を乗じた額 (3) 給水量 <u>給水量に第2条第3号に規定する割合を乗じて得た額に100分の110を乗じた額</u>

<p>2 省略 (分賦割合)</p> <p>第2条 省略</p> <p>(1) 分賦基本水量 1立方メートルにつき <u>47円12銭</u></p> <p>(2) 旧分賦基本水量 <u>1立方メートルにつき 9円71銭</u></p> <p>(3) 加算水量 <u>1立方メートルにつき 56円83銭</u></p> <p>(4) 分賦基本水量を超える水量 1立方メートルにつき <u>68円19銭</u></p> <p>(5) 給水量 1立方メートルにつき <u>12円08銭</u> (分賦基本水量)</p> <p>第3条 <u>分賦基本水量は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる水量とする。</u></p> <p>(1) <u>分賦基本水量 企業団と企業団を組織する市の協議により決定する1日に給水する最大量(以下「1日最大給水量」という。)に100分の85を乗じて得た水量(1立方メートル未満の端数水量は、1立方メートルとする。)に当該年度の日数を乗じて得た水量とする。また、本号に規定する分賦基本水量を標準として給水する。</u></p> <p>(2) <u>旧分賦基本水量 令和8年度における1日最大給水量に100分の70を乗じて得た水量(1立方メートル未満の端数水量は、1立方メートルとする。)に当該年度の日数を乗じて得た水量とする。</u></p> <p>2 1日の給水量が1日最大給水量を超えた場合においては、別記の式により算定した水量を前項第1号の分賦基本水量に加算する。 (給水量)</p> <p>別記 (給水量－1日最大給水量) × $\frac{85}{100}$ ×</p> <p>1日最大給水量を超えて給水した日の属する月の日数</p>	<p>2 省略 (分賦割合)</p> <p>第2条 省略</p> <p>(1) 分賦基本水量 1立方メートルにつき <u>51円06銭</u></p> <p>(2) 分賦基本水量を超える水量 1立方メートルにつき <u>61円27銭</u></p> <p>(3) 給水量 1立方メートルにつき <u>9円62銭</u> (分賦基本水量)</p> <p>第3条 <u>分賦基本水量は、企業団と企業団を組織する市の協議により決定する1日に給水する最大量(以下「1日最大給水量」という。)に100分の70を乗じて得た水量(1立方メートル未満の端数水量は、1立方メートルとする。)に当該年度の日数を乗じて得た水量とする。</u></p> <p>2 1日の給水量が1日最大給水量を超えた場合においては、別記の式により算定した水量を前項の分賦基本水量に加算する。 (給水量)</p> <p>別記 (給水量－1日最大給水量) × $\frac{70}{100}$ ×</p> <p>1日最大給水量を超えて給水した日の属する月の日数</p>
--	---

<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

附 則

（施行期日等）

- この議決は、令和6年4月1日から施行する。ただし、改正後の阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量（以下「改正後の議決」という。）第1条第1項第1号ただし書、第2号及び第3号、第2条第2号及び第3号並びに第3条第1項第2号の規定は、令和9年度分の分賦金から適用する。

（経過措置）

- 改正後の議決において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条第1号	47円12銭	51円06銭
第2条第4号	68円19銭	61円27銭
第3条第1項第1号	100分の85	100分の70
別記	$\frac{85}{100}$	$\frac{70}{100}$

（令和6年度から令和9年度までの1日最大給水量等）

- 改正後の議決第3条第1項第1号に規定する1日最大給水量及び同号の規定により定める分賦基本水量を、令和6年度から令和9年度までについて附則別表第1のとおり定める。

（令和9年度の旧分賦基本水量）

- 改正後の議決第3条第1項第2号に規定する旧分賦基本水量を、附則別表第2のとおり定める。

附則別表第 1

自 令和6年度から
至 令和9年度まで 1日最大給水量及び分賦基本水量

(単位 立方メートル)

市別 区分 年度	神戸市	尼崎市	西宮市	芦屋市	宝塚市	明石市
	1日最大給水量 分賦基本水量	1日最大給水量 分賦基本水量	1日最大給水量 分賦基本水量	1日最大給水量 分賦基本水量	1日最大給水量 分賦基本水量	1日最大給水量 分賦基本水量
令和6年度	636,844 162,713,715	231,963 59,266,875	188,050 48,046,775	41,143 10,512,365	30,000 7,665,000	— —
令和7年度	636,844 628,492 160,761,151	231,963 228,921 58,555,455	188,050 185,584 47,470,291	41,143 40,603 10,386,113	30,000 30,000 7,665,000	— 14,400 3,366,720
令和8年度	628,492 160,579,925	228,921 58,489,425	185,584 47,416,785	40,603 10,374,395	30,000 7,665,000	14,400 3,679,200
令和9年度	452,922 140,904,144	144,887 45,074,364	142,863 44,444,844	30,169 9,385,704	30,000 9,333,000	14,400 4,479,840

(注) 上段は1日最大給水量とし、下段は分賦基本水量とする。ただし、令和7年度の上段は令和7年3月31日までの1日最大給水量とし、中段は同年4月1日からの1日最大給水量とし、下段は分賦基本水量とする。

附則別表第 2

令和9年度 旧分賦基本水量

(単位 立方メートル)

市別 年度	神戸市	尼崎市	西宮市	芦屋市	宝塚市	明石市
令和9年度	161,019,870	58,649,670	47,546,694	10,402,818	7,686,000	3,689,280

(理由)

令和6年度から令和9年度までの分賦基本水量等並びに分賦割合を定めるものである。

また、令和8年度末の施設規模の適正化後の分賦金について、現在の二部制における固定費部分を施設規模の適正化前の分賦基本水量と施設規模の適正化後の分賦基本水量で負担する部分に2分割する仕組み（三部制）を導入するため、所要の改正を行うものである。